

和木町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山口県和木町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和49年度 (47年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和6年4月1日法適用予定)
処理区域内人口密度	586.8人/km ² (令和2年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(和木処理区)		
処理場数	無し (広島県大竹市大竹下水処理場に接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始時より、広島県大竹市と共同処理		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定(従量使用料制)しています。 ・使用水量が多いほど単価を高くする累進性を採用しています。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,698	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,082	円
	平成30年度	2,698	円		平成30年度	3,087	円
	令和元年度	2,743	円		令和元年度	3,109	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0名(職員給与の支出はありません。)
事業運営組織	都市建設課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・未採用
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未採用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未採用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」に記載のとおり、公共下水道事業については、下水道使用料収入では賅えず、一般会計からの繰入金で補っていますが、基準外繰入金は発生していない状況です。今後、大規模な老朽化施設の改築事業が見込まれている状況で、健全かつ安定した運営を図るため、効率的な事業運営や経費削減、適切な使用料水準を検討する必要があります。

2. 経営の基本方針

(1) 効率的・効果的な下水道施設の整備

- ①効率的・効果的に下水道管渠を整備することで、下水道普及率の向上を図り、スケールメリットを生かした下水道運営を実施します。
- ②ポンプ場、下水道管渠の地震対策を実施し、大規模地震発生時にも安全に下水道を使用できるように努めます。また、災害復旧費の抑制を図ります。
- ③町内の浸水被害軽減を目指し、浸水対策をすることで、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、浸水被害額の抑制を図ります。
- ④道路陥没事故の未然防止や、ポンプ場における突発的な事故の未然防止を目的としたストックマネジメント計画を策定し、老朽化した下水道施設の効率的な改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減に努めます。
- ⑤汚水処理については、今後も隣接市と連携して検討していきます。

(2) 維持管理費の抑制

- ①ポンプ場、マンホールポンプの管理業務については、民間委託を検討し、効率的・適正な維持管理が行えるように努めます。
- ②持続可能な公共下水道経営基盤の強化
- ①汚水処理に係る費用を、下水道使用者に適切に負担していただくことを目的として、下水道使用料の適正化を図ります。
- ②令和6年4月1日からの、地方公営企業法適用を目指し、経営状態の明確化・経営基盤の強化を図ります。
- ③下水道事業の推進を図り、下水道使用料の確保に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【改築工事】

- ・今後の改築事業を実施していくため、令和2年度にストックマネジメント計画(簡易版)を策定しました。
- ・下水道圧送管の改築に伴う、既設管の処置については、令和4年度及び令和5年度の2箇年事業で実施する予定で、事業費は1億2千万円を見込んでいます。
- ・管渠及びポンプ場の機械・電気設備については、令和6年度にストックマネジメント計画を見直し、順次改築を実施していく予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

1) 建設改良費の財源

- ・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。
- ・受益者負担金は引き続き新規接続者から徴収し、公共下水道事業の建設財源に活用します。

2) 下水道使用料、一般会計繰入金

- ・本経営戦略における下水道使用料は、令和元年度に改定した使用料を継続した場合で試算しています。
- ・一般会計繰入金は、下水道使用料では賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源として充当しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・その他の維持管理費として、隣接市の処理場において汚水処理を実施しているため、下水処理負担金を計上しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■連携協約や協議会制度を活用した事務の共同処理等
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメントによる計画的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■改築事業を含めたPPP/PFIの導入
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取り組みについて、今のところ予定していませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関しては、今後の事業運営状況を考慮し、検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加の取組について、現時点では採算性が低いと見込まれるため予定していませんが、他都市等の事例を踏まえ、採算性のある資産活用方法を継続的に調査していきます。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取り組みについて、今のところ予定していませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力の活用に関しては、包括的民間委託を参考に今後検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費に関しては、現在計上していませんが公営企業会計の移行にあわせて、今後検討していきます。
動力費に関する事項	今後、機械・電気設備の改築に合わせて検討していきます。
薬品費に関する事項	町独自の処理施設を有していないため、薬品費はほぼ発生していません。
修繕費に関する事項	軽微な修繕費については、今後民間委託等に含めることを検討していきます。
委託費に関する事項	委託費に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管渠及び機械・電気設備の計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等について、今のところ予定していませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	①経営戦略の進捗管理 ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ②経営戦略の見直し ・令和6年度より公共下水道事業に地方公営企業法の適用を予定しているため、令和6年度決算確定後の令和7年度に見直しを実施します。
---------------------	--